

陳情 24 - 7 (写)

区立保育園におけるアルバイトの雇用期間等を見直すことについての陳情

[陳情理由]

台東区立の保育園は常勤職員だけでなく、非常勤職員とアルバイトの労働により支えられています。

ところが、アルバイトの雇用期間は6か月と定められ、契約期間が終わると、その後6か月は区立保育園では雇用されることが認められていません。

アルバイト職員の中には、この実務経験を生かし、保育士の資格をとって保育の道で生きていこうと夢をもって働いている若者が多くいます。

しかし、彼らにとってアルバイトを半年のブランクを覚悟で繰り返すことは、そのモチベーションを維持していくうえで障害になっています。

また、定められた給料日に入金されず遅れることもあり、生活に支障が出る問題もあります。

保育士の不足が待機児解消の支障になっています。保育士をめざす若い力を育てるために、以下陳情します。

[陳情項目]

1. 区立保育園のアルバイト職員の雇用期間を1年とすること。また、区内の他の区立保育園で継続して働くことができない規定は見直すこと。
2. 給料は契約期日に確実に振り込まれるように改善すること。

平成24年2月2日

台東区議会議長

青柳雅之 殿